（別紙様式2）

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）

都道府県名：	大阪府
農業委員会名：	摂津市農業委員会

Ⅰ　農業委員会の状況（令和3年4月1日現在）

1　農業の概要

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	35	13				48
経営耕地面積	26	2	1	1		28
遊休農地面積	0.7	0				0
農地台帳面積	39.9	5.1	5.1			45

※1　耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2　経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3　遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

		農家数(戸)
総農家数		161
自給的農家数		113
販売農家数		48
	主業農家数	1
	準主業農家数	15
	副業的農家数	32

※　農林業センサスに基づいて記入。

		農業者数(人)
農業就業者数		33
	女性	9
	40代以下	3

※　農林業センサスに基づいて記入。

		経営数（経営）
認定農業者		0
基本構想水準到達者		0
認定新規就農者		0
農業参入法人		1
集落営農経営		0
	特定農業団体	
	集落営農組織	

※農業委員会調べ

2　農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日	令和　5 年　7 月　1 9 日

		農業委員	
		定数	実数
農業委員数		16	16
	認定農業者	―	0
	認定農業者に準ずる者	―	0
	女性	―	1
	40代以下	―	0
	中立委員	―	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	0		

＊現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

Ⅱ　担い手への農地の利用集積・集約化

1　現状及び課題

現　　状 （令和3年4月現在）	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	45ha	0.66ha	1.47%
課　　題	農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加が農地の有効利用を図る上での課題である。市街化調整区域の鳥飼八町地区農地においても、高齢者や入作者を中心に貸し付け希望者が増えており、利用権設定など集積を図る必要がある。 また、（財）大阪府みどり公社が実施する中間管理事業では、鳥飼八町の農地の借入れを希望する者が計15名公表されており、この事業も活用しながら集積を進めなければならない。 また、近年、企業等の農業参入が活発化しており、農地の改良も含めた集約化による企業誘致を進める必要がある。		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2　これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2　令和3年度の目標及び実績

集積目標　①	集積実績　②	（うち、新規実績）	達成状況（②／①×100）
1ha	1.3ha	0.66ha	130.0%

※1　集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入
※2　集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
※3　新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地）をどの程度増加させたかを記入

３　目標の達成に向けた活動

活動計画	計画の設定に関する考え方・具体的な取り組み方法 4月～3月　農地の利用権設定等貸借の推進 利用権設定については、市街化調整区域の担当農業委員が農地の所有者との対話を図りながら、高齢化等により農業の継続が困難な農家の農地の受け入れ先を探すなどし、農地の利用集積を図る。 また、市街化区域農地については特定（都市）農地貸付けや都市農地貸借円滑化法を活用しながら担い手への利用集積を進める。 4月～3月　農地中間管理機構との連携 市街化調整区域の鳥飼八町で利用できる農地中間管理事業について、所有者に対する制度周知を市と共に行う。 4月～3月　都市農地（市街化農地）の貸借の促進 都市農地の生産緑地など都市農地の貸借についても、借り手と貸し手のマッチングを積極的に進めていく。 4月～3月　農業参入企業の誘致活動の推進 府主催の農業参入企業セミナーなどを活用し、参入を検討する企業がある場合は、貸し手とのマッチングや集積について府と連携して推進する。
活動実績	8月、9月　農地の利用権設定等貸借の推進 8月に市街化調整区域の担当農業委員に対し体調不良の農地所有者より耕作できない旨の連絡があり、人・農地プランの中心経営体に対し市街化調整区域農地の利用集積が図れた。 また、9月には農業委員会事務局に市街化調整区域農地の貸し付けについて相談があり、担当農業委員に対し情報提供を行ったところ、人・農地プランの中心経営体に対し市街化調整区域農地の利用集積が図れた。 なお、期限を迎えた3件の利用権設定の貸借については、2件が更新、1件が所有者の希望により返却となった。 農地中間管理機構との連携 具体的な取り組み、進展は見られなかった。 都市農地（市街化農地）の貸借の促進 具体的な取り組み、進展は見られなかった。 農業参入企業の誘致活動の推進 参入を検討する企業からの相談については無かった。また、府主催の企業向け説明会もコロナウイルス感染症拡大実施されず、PRの機会がなかった。

※　活動実績は、目標の達成のために何月に何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

４　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地の利用権設定等貸借の推進については、新規の集積面積が0.66haと目標としていた0.34haを大幅に上回った。また、全ての集積が人農地プランの中心経営体に集積された。 農地中間管理機構との連携と農業参入企業の誘致活動の推進については、例年、府と協働して実施しているがコロナウイルス感染症拡大防止の影響もあり具体の取組がなかった 。 都市農地（市街化農地）の貸借の促進については、そのニーズについて把握できなかった。
活動に対する評価	地元担当農業委員が地域のニーズを把握し新規と継続の権利設定ができた。また、農業委員会事務局から地区担当農業委員への情報提供により新たに権利設定ができた。 その他の取組については、農業委員会としてPRすることも検討すべきであった。

Ⅲ　新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1　現状及び課題

新規参入の状況	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数	3年度新規参入者数
	0経営体	2経営体	0経営体
	元年度新規参入者 が取得した農地面積	2年度新規参入者 が取得した農地面積	3年度新規参入者 が取得した農地面積
	0ha	0.32ha	0ha
課　　題	市街化調整区域の鳥飼八町農地の遊休化を防ぐため、産地づくりや人農地プランによる農地利用の最適化に努めながら担い手の新規参入を進める必要がある。		

※1　新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。
※2　新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2　令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況（②／①×100）
1経営体	0経営体	0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況（④／③×100）
0.2ha	0ha	0%

※1　参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入
※2　参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入
※3　参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3　目標の達成に向けた活動

活動計画	4月～3月　農業NPO等の新規参入を促進 鳥飼八町地区内の農家が新規参入者育成のための活動を農業NPOや市内福祉作業所と協働で進めている。新規参入者を迎え入れるため、地域での理解を促進し、借り手と貸し手のマッチングを進める。 4月～3月　生産緑地への新規参入を促進 法改正により生産緑地地区の農地借り入れが可能となり、昨年は1件の実績があった。今年度も、制度利用を進め、借り手と貸し手のマッチングを進める。
活動実績	農業NPO等の新規参入を促進 鳥飼八町地区内の農家が新規参入者育成のための活動を市内A型福祉作業所と12月1日と3月10日に協議を進め、来年度より農福連携の取組として試行参入する予定である。 生産緑地への新規参入については、委員並びに事務局への具体の相談が無かった。

※　活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農業NPO等の新規参入を促進について1経営体0.2haの目標であったところ、今年度は0であり目標未達となったが、1経営体0.1ha程度は来年度試行で新規参入が予定されている。 生産緑地への新規参入については、ニーズ把握ができなかった。
活動に対する評価	今後とも農地所有者の方に対する理解の醸成を促進しながら、ニーズ把握に努めなければならない。また、次年度より予定する福祉作業所の試行参入については、利用状況の把握に努めながら本格参入まで関与が必要である。

Ⅳ　遊休農地に関する措置に関する評価

1　現状及び課題

現　　状 （令和3年4月現在）	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	割合（B／A×100）
	45ha	0.65ha	1.40%
課　　題	高齢化と担い手不足で休耕地が増える傾向にある。日頃から管内農地の耕作状況と農地所有者の状況の把握が必要である。 また、現在、1経営体の所有農地が遊休化しており、一刻も早い解消が課題である。		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2　遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2　令和３年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況（②／①×100）
0.65ha	0ha	0%

※1　解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
※2　解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3　２の目標の達成に向けた活動

	措置の内容	調査員数（実数）	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	農地の利用状況調査	16人	6月～9月	10月～12月
		調査方法	農業委員担当地区の日常パトロール及び一斉パトロール。休耕など利用状況に変化が生じた場合は、10月に所有者に事情の聞き取りを行い、取りまとめる。	
	農地の利用意向調査	調査実施時期：11月～12月		
	その他の活動	4月～3月　農地所有者の状況把握とその情報の引継ぎ 市内在住の休耕地の所有者に対しては、地区担当の農業委員が聞き取り調査を実施し、都市農地の貸借や利用権設定などで解決の方法について所有者と検討する。		
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数（実数）	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		16人	9月	9月
	農地の利用意向調査	調査実施時期　実施せず	調査結果取りまとめ時期	実施せず
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数：　9　筆	調査数：　0　筆	調査数：　0　筆
		調査面積：　0.65　ha	調査面積：　0　ha	調査面積：　0　ha
	その他の活動	令和2年度に意向調査実施済。体調不良で耕作不能。代替の耕作者を探しているとの回答。今回の調査を受けて、会長名で耕作開始の依頼書を発出。		

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	当該農地所有者に対し耕作開始の依頼書を送付したところ、除草等の管理が行われた。
活動に対する評価	引き続き、監視活動ならびに土地所有者への連絡を実施し、遊休農地の発生を防止していかなければならない。

Ⅴ　違反転用への適正な対応

1　現状及び課題

現　　状 （令和3年4月現在）	管内の農地面積（A）	違反転用面積（B）
	45ha	0.16ha
課　　題	府許可の必要な調整区域内農地において、違反転用とその周辺農地へ著しく影響を与えている不法投棄が発生した。府と共に対応中し、早急に原状復帰させなければならない。 市街化区域については、転用の届出がなされず転用された農地に対し事後の転用届出が見受けられる。違反転用後、何十年も経過しているケースが多く、その面積把	

※　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※　違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2　令和3年度実績

実　　績①	増減（B-①）
0.16ha	0ha

※　実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3　活動計画・実績及び評価

活動計画	4月～3月 現在発生している違反転用について、府担当課と連携し、所有者や関係者に毅然と粘り強く対峙し、早期の原状復帰に向けた取り組みを実施する。 また、新たな違反転用の発生を防ぐために、農業委員による担当地区の日常パトロールによる通年の農地監視を強化する。発見の際には、所有者及び農業委員会事務局への連絡を行い、工事の一時停止等の対応を速やかに行う。
活動実績	1月4日 所有者家族（娘2名）、府、市農業委員会事務局の3者で投棄物撤去についての協議を実施した。府が所有者宅を訪問し、所有者責任について説明することとなった。 4月～3月 各農業委員が担当する地区の農地について、月1日程度の見回り点検を実施した。
活動に対する評価	今年度春の農繁期までの間に廃棄物の撤去が行われたが、依然、残土と廃棄物が残されている。投棄物の搬出について府と所有者家族が継続協議しているが、遅々として大幅な改善は見られない。今後も府と連携対応し、投棄物の撤去、農地への復元を進めさせなければならない。

※　活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅵ　農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1　農地法第3条に基づく許可事務

（1年間の処理件数:　2件、うち許可　2件及び不許可　0件）

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="4">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事実関係の確認</td><td>実施状況</td><td colspan="4">許可条件の該当状況について、申請時に聞き取りを実施した。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">特になし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総会等での審議</td><td>実施状況</td><td colspan="4">許可条件の該当状況について、事務局で予め作成した審査書類をもとに審議を実施。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">特になし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">申請者への審議結果の通知</td><td rowspan="2">実施状況</td><td colspan="2">申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数</td><td colspan="2">0件</td></tr>
<tr><td colspan="2">不許可処分の理由の詳細を説明した件数</td><td colspan="2">0件</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">特になし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審議結果等の公表</td><td>実施状況</td><td colspan="4">議事録の公開</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">特になし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理期間</td><td>実施状況</td><td>標準処理期間</td><td>申請書受理から30日</td><td>処理期間（平均）</td><td>28日</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">特になし</td></tr>
</table>

2　農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

（1年間の処理件数:　1件）

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="4">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事実関係の確認</td><td>実施状況</td><td colspan="4">許可条件の該当状況について、申請時に聞き取りを実施した。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">総会等での審議</td><td>実施状況</td><td colspan="4">許可条件の該当状況について、事務局で予め作成した審査書類をもとに審議を実施し、府知事への意見書を作成した。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">審議結果等の公表</td><td>実施状況</td><td colspan="4">議事録の公開</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理期間</td><td>実施状況</td><td>標準処理期間</td><td>申請書受理から　30日</td><td>処理期間（平均）</td><td>34日</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

３　農地所有適格法人からの報告への対応

<table>
<tr><th>点検項目</th><th colspan="3">実施状況</th></tr>
<tr><td rowspan="7">農地所有適格法人からの報告について</td><td colspan="2">管内の農地所有適格法人数</td><td>0法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書提出農地所有適格法人数</td><td>0法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数</td><td>0法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数</td><td>0法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人</td><td>0法人</td></tr>
<tr><td>提出しなかった理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>対応方針</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">農地所有適格法人の状況について</td><td colspan="2">農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数</td><td>0法人</td></tr>
<tr><td>対応状況</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

４　情報の提供等

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="2">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">賃借料情報の調査・提供</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象賃貸借件数　0件</td><td>公表時期
令和3年12月</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法：窓口での閲覧。直近の過去1年間の近隣市の情報提供を行っている</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2">特になし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">農地の権利移動等の状況把握</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象権利移動等件数　25件</td><td>取りまとめ時期
令和4年3月</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法：「農地の権利移動・借賃等調査」により府への情報提供を行った</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2">特になし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">農地台帳の整備</td><td rowspan="3">実施状況</td><td colspan="2">整備対象農地面積　45　ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">データ更新：申請並びに届出等でデータ変更があるたびに農業委員会サポートシステムデータを随時更新。</td></tr>
<tr><td colspan="2">公表：農地情報公開システム情報のインターネット公表（市街化調整区域農地）</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2">特になし</td></tr>
</table>

※その他の事務
　上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ　地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 ①遊休農地の除草等管理について近隣居住者から意見及び苦情。 ②高齢により耕作の継続が不可能なため、所有農地の耕作者を探してほしい。 〈対処内容〉 ①所有者に対し、耕作再開が可能な状況の維持（除草等）を指導するための文書を送付。 ②農地の所在の地区の農業委員によるマッチングを実施。

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 特になし 〈対処内容〉 特になし

※　Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ　事務の実施状況の公表等

1　総会等の議事録の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している

委員会窓口での閲覧。

2　農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数　　0 件

提出先及び提出した意見の概要	

3　活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している

委員会窓口での閲覧